

●特集● コロナウイルス禍の中の外国人労働者の権利

台湾における 移住労働者の権利擁護 —コロナウイルス禍における インクルージョン（包摂）事例から



村上雄一

1989年以降、台湾では移住労働者を受け入れ始めたが、それが増加するに伴い、彼らの人権擁護が問題となり、支援団体も設立されていった。2020年のコロナウイルス禍以降、一部で失踪移住労働者の取締強化や、移住労働者を公共空間から排除しようとする動きも見られた。しかし、台湾市民や移住労働者自身による活動もあり、台湾社会は移住労働者の排除ではなく、包摂を選択することで社会を前進させている。

はじめに

本論稿では、「インクルージョン」（包摂）という視点から、新型コロナウイルス禍を経験している台湾¹⁾ 社会と移住労働者²⁾ について紹介したい。

まず、世界中がコロナウイルス禍で大きく揺らいでいた2020年7月に台湾で起きた出来事について、以下の引用を紹介したい。

「たとえば、台北駅のコンコースの床には、たくさんのスマイル（笑顔）のイラストが描かれ、たくさんの言語が書かれています。これは『床に座り込むのはけしからん』などと思わせないような配慮です」³⁾

これはコロナウイルス禍においてマスク在庫管理システム構築に貢献し、日本のマスコミでも大きく取り上げられた台湾のデジタル担当政務委員（閣僚）であるオードリー・タンの著作からの引用である。

●むらかみ・ゆういち●

1969年生まれ。クイーンズランド大学大学院、学術博士（歴史学）。所属：福島大学行政政策学類、専門：日豪関係史。著書：『オーストラリア多文化社会論』（法律文化社、2020）。

この著作の中でタンは社会を前進させる重要なキーワードの1つとして「インクルージョン」（包摂）を掲げ、その象徴的な事例として、コロナウイルス禍以前から週末に台北駅コンコースで座り込んでいた移住労働者について言及していることが大変興味深い。

この事例については本論で詳細を述べるが、例えば、移住労働者が東京駅コンコースの床に座り込むという光景を「けしからん」と思わない日本国民がどれくらい存在するかを想像するだけでも、日台社会の大きな違いがより鮮明にイメージできよう。

本論稿では、まず、台湾における移住労働者受け入れの経緯やデータを概観し、その後、台湾における移住労働者の人権擁護運動の進展、および移住労働者の支援団体として筆者が10年以上調査でお世話になっている台湾国際勞工協會（Taiwan International Workers' Association, TIWA）について紹介する。そして、TIWAの呉静如研究員との遠隔インタビューの結果を交えながら、コロナウイルス禍の台湾における移住労働者の包摂事例について紹介し、日本社会が学ぶべきことが何かについて考えてみたい。

キーワード：台湾（Taiwan）、移住労働者（migrant worker）、包摂（inclusion）
著者連絡先：murakami@ads.fukushima-u.ac.jp

1 台湾における移住労働者受け入れ

(1) 導入経緯

台湾において移住労働者受け入れを政府が公式に認めたのは、今から30年以上前の1989年10月からであった。それは当時、経済発展が著しかった台湾において、1991年7月から始まる国家建設6ヵ年計画の遂行が、労働力不足によって深刻な影響を受けるのではないかという危機感からであった⁴⁾。1991年、政府の建設プロジェクトに約1000人のタイ人労働者が初めて公式のルートで受け入れられたのを皮切りに⁵⁾、その後、製造業や家事労働、そして看護・介護分野への移住労働者の導入が進んだ。また、2018年2月からは高度な技能を持つ外国人材の受け入れ拡大に向けた取り組みが始まった。

筆者が調査を開始した頃の2009年末には約35万1000人の外国人が台湾で就労していたが、2020年末現在では約70万9000人となり、この10年程の間に約36万人増と、約2倍に増えている⁶⁾。

(2) 従事産業

日本における移住労働者数は2020年10月現在で約172万人⁷⁾で、単純比較ならば台湾よりも2倍以上多い。しかし、台湾の総人口が約2360万人(2020年現在)と日本の総人口の約5分の1ということを考慮すると、台湾における移住労働者の数、及び、その依存度は日本以上に高い。

台湾における移住労働者が従事している職種の内訳は、ほぼ製造業と看護・介護分野⁸⁾で占められている。2009年末当時、前者が17万6000人(在台湾移住労働者全体の50.1%)、後者が17万5000人(同49.9%)であった。最新の統計によると、2020年末現在、前者が約45万7000人(同64.4%)、後者が25万2000人(同35.5%)で、製造業における移住労働者の比重が大きくなっている⁹⁾。

(3) 国籍別

国籍別では2009年末にはインドネシア人が約13万9000人(在台湾移住労働者全体の39.6%)で、次にベトナム人が約7万8000人(同22.2%)、フィリピン人が約7万2000人(同20.5%)、タイ人が約6万1000人(同17.4%)と続いていたが、2020年末にはインドネシア人約26万3000人(同37.0%)、ベトナム人が約23万7000人(同33.4%)、フィリピン人が約15万人(同21.1%)、タイ人が約5万8000人(同8.1%)となっており、この間にインドネシアやベトナム、そして、フィリピンからの労働者が急増したことがわかる。

(4) 性別

性別では2009年末には女性が約22万2000人(同63.2%)、男性が約12万9000人(同36.8%)であったが、2020年末には前者の約38万2000人(同53.8%)に対し、後者が約32万7000人(同46.1%)で女性の割合が低下している。これは、この間に移住労働者が増加した製造業では男性労働者が多く従事している(男性約32万5000人に対し、女性約13万2000人)ことが主な要因である¹⁰⁾。

特にインドネシアからは女性労働者(主に住み込みでの看護・介護に従事)が2009年末の約12万2000人から2020年末には約19万9000人に、そして、同時期に男性労働者(主に製造業に従事)も約1万7000人から6万5000人へと増加している。

(5) 移住労働者の滞在年限

台湾人労働者の就業機会と労働条件を優先して守るために、移住労働者を雇用するには様々な規制や条件がある。ここではすべてを紹介しきれないが、主なものは、政府が認定する分野において、総人数と給与総額に上限を設けることによって総量規制すること、および、滞在期間を限定することである¹¹⁾。導入当初は滞在期間が通常2年、延長や再延

長を含めて最長で6年までだった。2008年には通常の滞在期間が3年に延びており、その結果、最大9年まで滞在が可能であったが¹²⁾、現在では再々延長が可能になっており、移住労働者は最長で12年間（在宅介護の場合14年間）台湾で働けることになった。

2 台湾における移住労働者の人権擁護

(1) 人権擁護活動進展の経緯

台湾において、初めから移住労働者の権利擁護の意識が高かったわけではない。共働きが一般的である台湾では、日本以上に少子高齢化が進んできており、台湾人よりも賃金が安く、住み込みで看護や介護のみならず家事もこなしてくれる移住労働者の需要は増加する一方であった。しかし、住み込み移住労働者には労働基準法が適用されないため、同法が定める最低賃金も適用されないどころか、看護・介護という仕事の性格上、休日もほとんどないことが多かった。

さらに住み込みという閉ざされた空間での仕事や生活は、時には雇用主等からさまざまなハラスメントを被ることが起こりやすいのも事実である。例えば、住み込みの移住労働者が多い台北市では、査察官が30人近く配置されている。

そのような状況の台湾において、移住労働者の権利擁護に対する取り組みが大きく前進する契機となったとされる事件が2003年に起きた。それは、当時、車椅子の小説家として国民的な人気があった女流作家が、インドネシア人の在宅介護労働者によって殺害されたというものである。その後、移住労働者の人権問題に取り組んできた10以上の団体が連合組織を結成し、住み込みによる看護・介護労働者への労働基準法適用や休暇の確保を求める活動を行っている。

翌2004年には集団虐待された46人の移住労働者が台北市内の教会に逃げ込んできたの

をきっかけに、台湾で初めてキリスト教会系の民間NGOによる移住労働者のためのシェルター（保護施設）が設立されている¹³⁾。

さらに2005年8月に台湾南部の高雄市でタイ人労働者が劣悪な労働環境を雇用主に抗議するために、放火や投石、立てこもりをするという事件がおきた。この事件の背景が明らかになると、台湾政府は監督機関の不適切な対応を認め移住労働者への謝罪を表明し、要求された待遇改善にも譲歩する姿勢を示したことで、結果的に移住労働者の人権擁護運動を後押しすることになった¹⁴⁾。

(2) 台湾国際勞工協會 (TIWA)

台湾における移住労働者の支援を積極的に行っている民間団体の一つに台北市に事務所を構える台湾国際勞工協會 (TIWA) がある。TIWAは、市民の手によって移住労働者に奉仕する台湾初のNGOでもある。TIWAが主に奉仕しているコミュニティは移住労働者及び外国人配偶者である。TIWAの主なメンバーは社会活動家、労働運動家、そして地域の労働組合専従者で、移住者と地域労働者間の労働体験の交流発展のほかに、労働者の権利に対する啓蒙活動を積極的に行い、移住労働者たち自身が組織を設立できるよう支援してきた。

TIWA結成の背景には、上述のように、台湾が移住労働者導入の門戸を1989年に開き、移住労働者が台湾国内の労働市場にも影響を与えた一方で、台湾人社会と東南アジア各国からの労働者との多様な交流が始まったからである。「台湾人労働者」対「移住労働者」というような、異なる労働者グループ間の二項対立的な闘争を煽るのではなく、労働者の問題には台湾人・外国人に関わらず相関関係があることを認識する、台湾における労働運動を長年組織し、豊かな経験を有する人々が集まり、1999年10月TIWAが設立された。

TIWAの設立趣旨には、①婚姻または労働

契約によって台湾に来訪した移住労働者と地域社会の交流を促進すること、②移住労働者並びに外国人配偶者の労働環境や社会状況を改善すること、③労働者階級の権利と福利を増進することが掲げられている。

TIWAの主な活動内容については3つ挙げられており、まず移住労働者自身のエンパワーメントとしての能力開発や組織化、および、その発展を掲げており、そのための法律相談、労働争議交渉、労働教育、移住労働者自身の組織結成援助、移住労働者のためのシェルター等のサービスを提供している。

2つ目は、文化交流や社会的弱者である移住労働者の声を広める活動で、詩文や映画、歌舞交流、移住労働者に関するドキュメンタリー映像撮影、文章ワークショップ、文化指導、地域の祭事への参加などを行っている。

3つ目は、より公正で公平な労働政策を提唱し、国会への陳情活動やデモ行進、国際的ネットワークの構築を促進している。

TIWAは移住労働者の人権擁護活動にも積極的に取り組んできている。移住労働者の人権問題として、①仲介業者に高額な手数料を支払っていること、②雇用主を変更する権利がないこと、③同一労働に対する不同一賃金などを取り上げてきており、このような移住労働者を「管理」するシステムは労働者の基本的人権を抑圧し、21世紀における新たな奴隷制であると捉え、その改善を目指している。

3 コロナウイルス禍における台湾の移住労働者

ここではコロナウイルス禍における台湾の移住労働者について象徴的な出来事を2つ紹介し、TIWA研究員で筆者が長年お世話になっている呉静如さんとの遠隔インタビュー(2021年5月3日実施)から得た知見も交えながら、台湾社会における移住労働者と包摂について見ていく。

(1) 失踪移住労働者とコロナウイルス禍

コロナウイルス禍と移住労働者に関して台湾世論を大きく揺るがした最初の出来事は失踪¹⁵⁾移住労働者問題である。

2020年2月26日、台湾の中央感染症指揮センターが公表した新型コロナウイルスの32人目の感染者が、インドネシア出身の失踪移住労働者であった。この労働者は病院で27人目の感染者の介助を担っていたことが原因で感染したのだが、これが報道されると台湾社会はパニック状態に陥った。

当時、台湾では約5万人の移住労働者が失踪状態にあったとされるが、その多くは仲介費の支払いで負債を抱えていたり、労働条件が悪かったり等、さまざまな理由で契約上の雇用主の下を離れてオーバーステイとなり、行政による把握が途切れてしまった者たちであった¹⁶⁾。この報道後、地方行政の首長たちのなかには「不法移住労働者の取り締まりを厳格化する」と発言する者も出た。

このような失踪移住労働者に対するバッシングに対して、台湾の大学教員5名が「移住労働者の包摂こそが最良の感染症予防措置である」という共同声明を同年2月末にいち早く発表し、「取り締まりの厳格化」の効果に疑問を呈した。その中で、移住労働者にとってメリットはなく懲罰のみがあるようなやり方では、失踪移住労働者はますます身を隠し、病気になっても病院に行けない状況になるだろうと指摘、その結果として、感染症予防ネットワークのほころびがますます大きくなるだろうと警鐘を鳴らした。

さらに、この声明の中で、こうした報道は台湾の人びとのあいだに失踪状態の移住労働者に対する恐怖のパニックを引き起こし、やがてはさらなるレイシズムとステレオタイプの見方を招きかねないとも主張した。

この共同声明では台湾政府に対して、新型コロナウイルスの感染拡大を有効にくい止め

るために、失踪状態にある移住労働者に医療サポートを提供し、正規の仕事と法的地位を付与することも求めた。なぜなら、失踪状態にある移住労働者が体調不良のときに身を隠すのではなく病院に行けるようになれば、感染拡大を避けることができるからである¹⁷⁾。

翌3月にはTIWAを筆頭に移住労働者の支援団体や大学教員が共同で失踪移民労働者を「追い出さないこと」「罰しないこと」、そして「法的地位を回復させること」を求める請願書を台湾政府に提出している¹⁸⁾。

このような台湾市民の活動や、中央感染症指揮センターが失踪移民労働者の取り締まり強化は必要ないとの見解を示したこと、そして、その後、台湾では感染拡大が起きなかったこともあり、この騒動は収束していった。一方、台湾政府は失踪移民労働者に対し名乗り出ることを推奨しただけで、共同声明や請願書が求めた諸要求を受け入れなかった¹⁹⁾。

(2) 台北駅コンコースと移住労働者の包摂

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、台湾鐵路管理局（台鉄）は2020年2月末から台北駅1階コンコースでの座り込みとイベント開催を禁止した。同駅のコンコース利用が禁止される以前、イベント開催以外にも、インドネシア人を中心に経済的にゆとりのない移住労働者たちが、交通の便がよく、エアコンも効いている同駅コンコースに集い、故郷の食べ物を持ち寄り、ピクニックしながらに食事をしたり、おしゃべりをしたりして休日をお過ごし、憩いの場として利用されてきており、台湾社会における移住労働者包摂を象徴する場となっていた。

その後、感染拡大の封じ込めに成功したこともあり、台北駅コンコースの利用再開を求める声が台湾市民から上がりはじめたが、2020年5月に台鉄が永続的に座り込み禁止の方向で検討していることが報道されると、同月19日、林佳龍交通部長（交通大臣）

は新型コロナウイルスの感染が落ち着いた後、「中央感染症指揮センターと開放に向けて話し合うよう台鉄に指示した」とフェイスブックで明らかにし、感染終息後には「なるべく早く元通りにする」との姿勢を示した²⁰⁾。

2020年5月23日にはネットでの呼びかけに応じた大学生を中心とする台湾市民およそ500人が台北駅コンコースで座り込みを行うことで、利用再開を強く求める行動に出た。

この座り込みの参加者の1人である胡庭碩さんは、次のような意見を述べている。

「外国人労働者は日曜日にしか台北駅のコンコースに集まらない。しかし、コンコースの使用問題が議論されるたびに、外国人労働者が焦点となった。これはある意味では、外国人労働者に対する差別視だ²¹⁾」

台湾市民が台北駅コンコースで座り込みを行った翌24日は、イスラム教の断食月（ラマダン）明けの日であった。例年、このラマダン明けを祝う行事が同駅コンコースでも行われてきたが、この日は同駅横の広場で執り行われた。台鉄は新型コロナウイルスの感染予防として参加者にはマスクの着用や社会的距離の保持を要請し、5回の時間帯に分け、1回ごとの人数を制限するなどした。

同日、台北駅コンコースには警察官が多数配備されたが、その周囲では多くの外国人が座り込むなどしていた。そして、TIWAを含む移住労働者の支援団体なども台北駅に駆け付け、コンコースの自由な使用を求めて移住労働者と共に抗議の声を上げたのである（写真1）。

このような台湾市民や移住労働者による抗議活動もあり、2020年6月初めには、感染予防策の下、台北駅コンコースの利用が再開された。さらに、「はじめに」で引用したように、翌7月、台鉄は台北駅の多元性やフレンドリーさ、そして、包容力をアピールするために、同駅コンコースの床面にさまざまな



写真1 台北駅コンコースの開放を求める人々
(TIWA Facebook より)

表情のスマイルマークと一緒に、中国語や英語、日本語、韓国語など、10カ国語で書かれた「スマイル」の文字をあしらったシールを貼付したのであった²²⁾。

おわりに

以上、台湾における移住労働者導入の経緯から、移住労働者の人権擁護活動とTIWAの活動、そして、コロナウイルス禍における台湾での移住労働者包摂事例について紹介してきた。

もちろん、すべての台湾市民が台湾社会への移住労働者包摂を受け入れているわけではない。失踪移住労働者のコロナウイルス感染にしる、移住労働者による台北駅コンコースの利用にしる、一部の市民や政治家は取り締まりの強化や利用制限を求めていることも事実である。

しかし、そのような移住労働者を社会から排除しようとする動きに対して、学者を含む一般市民やTIWAのような市民団体は台湾社会に対し声を上げることで、失踪移住労働者へのバッシングを防ぐだけでなく、彼らの包摂を目指したのである。そして、このような台湾市民の声は、排除の象徴に変貌しそうだった台北駅コンコースを、台湾社会への移住労働者包摂を再認識できる、新たな象徴的

空間へと前進させたのであった。

コロナウイルス禍によって、日本でも以前から存在していた外国人技能実習制度に関する諸問題がより鮮明にあぶり出されてきている。台湾市民や移住労働者自身の行動による台湾社会への包摂と前進事例は、周縁化された技能実習生の日本社会への包摂、さらには同制度改善前進にも繋がりうることを示唆している。

注および引用文献

- 1) 本稿では「中華民国」ではなく「台湾」を用いる。
- 2) 包摂を推進する立場から、本稿では排除感が強い「外国人労働者」ではなく「移住労働者」と表記する。
- 3) オードリー・タン：『オードリー・タン デジタルとAIの未来を語る』（早川友久、姚巧梅訳、プレジデント社、2020年）p.184。
- 4) 明石純一：「第5章 台湾における移住労働者政策の変遷と課題」『移住労働者問題をめぐる資料集1』（笹川平和財団「人口変動の新潮流への対処」研究、2010年1月）p.185
- 5) 佐野 哲：「台湾の移住労働者の受入れ政策と労働市場」『ディスカッション・ペーパー』（世代間問題研究機構、2004年10月）229, p.9。
- 6) 中華民国労働部：『産業及社福移工人数』（2020年）p.198。
- 7) 厚生労働省：『外国人雇用状況』の届出状況【概要版】（令和2年10月末現在）。
- 8) 在宅で高齢者を世話する場合、日本では看護ではなく介護をイメージするが、台湾では痰の吸引等、日本では医師や看護師、そして、資格を持つ介護士等にしか認められていないような行為も移住労働者が担っていることが多いことから、本稿では看護・介護と併記する。
- 9) 中華民国労働部：前掲書6)
- 10) 中華民国労働部：前掲書6)
- 11) 詳しくは、佐野：前掲論文5）、pp.21-26を参照。
- 12) 『毎日新聞』（2008年12月16日）。
- 13) 『毎日新聞』（2008年12月18日）。
- 14) 明石：前掲書4）p.192。
- 15) 日本では失踪した移住労働者を「不法滞在者」と表現し、社会から排除する傾向が強いが、失踪に追い込まれる移住労働者を包摂する表現としては「登録されていない（undocumented）移住労働者」を用いる場合が多い。
- 16) 台湾における失踪移住労働者について詳しくは、鄭安君：「台湾における外国人介護労働者の失踪問題—制度的弱者のジレンマと『総弱者化』の進行」『移民政策研究』12（2020年）を参照。
- 17) 出版舎ジグ：「移住労働者の権利と感染症対策をめぐる台湾の大学教員5名の共同声明」『jig-いま・ここで』（2020年3月8日）。
- 18) 台湾焦點通訊社：「武漢肺炎」防疫網補洞 勞團籲無證移台合法化 陳時中：會跟勞動部討論（2020年3月4日）。
- 19) 当時、台湾では失踪移住労働者の就労合法化は前進しなかったが、その後、2021年1月にタイではコロナウイルス検査を促すために失踪移住労働者の就労合法化が実現されている。
- 20) 「台北駅ロビー、交通相『コロナ後元通りに』座り込み禁止検討から一転／台湾」『フォーカス台湾』（2020年5月19日）。
- 21) 「ラマダン明け祝い行事 コロナウイルス対策徹底も台北駅では座り込み／台湾」『フォーカス台湾』（2020年5月24日）。
- 22) 「台北駅ロビー、スマイルマークでイメチェン 包容力をアピール／台湾」『フォーカス台湾』（2020年7月12日）。